

「H P C I アクセスポイント東京」利用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人高度情報科学技術研究機構（以下「財団」という。）が運営する「H P C I アクセスポイント東京」（以下「アクセスポイント東京」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において使用する用語をそれぞれ次のとおり定義する。

- (1) 「理事長」とは、一般財団法人高度情報科学技術研究機構理事長のことをいう。
- (2) 「利用者」とは、「アクセスポイント東京」を利用する法人等のことをいう。
- (3) 「プロジェクト」とは、H P C I システム利用研究採択課題をいう。
- (4) 「課題 ID」とは、H P C I システム利用研究採択課題の課題番号をいう。
- (5) 「従事者」とは、プロジェクトを構成する自然人のことをいう。
- (6) 「責任者」とは、プロジェクトを代表し、従事者の管理監督責任を負う者のことをいう。
- (7) 「連絡責任者」とは、プロジェクトを代表し、財団との連絡窓口の責任を負う者のことをいう。
- (8) 「年度」とは、4月1日から翌年3月31日とする。
- (9) 「H P C I」とは、High Performance Computing Infrastructure の略であり、「京」と全国の大学や研究所などに設置されている主要なスパコンを高速ネットワークで結んだ計算環境をいう。

(利用目的)

第3条 「アクセスポイント東京」は、「京」を中核とするH P C I システムの産業利用の促進等を図るため、H P C I システム利用研究課題に採択された課題実施者に供用を行う。

(知的財産権の帰属)

第4条 「アクセスポイント東京」の利用によって生じた知的財産権については、原則、利用者に帰属するものとする。

- 2 利用支援における財団の貢献が相当大きいと認められるものについては、双方協議の上、帰属を決定するものとする。

(利用者)

第5条 「アクセスポイント東京」は、原則、H P C Iシステム利用研究課題に採択された課題従事者に供用を行うものとする。

(提供資源)

第6条 利用者に提供する資源は、「京」を中核とするH P C Iシステムの利用に必要な資源のうち、次項に定める設備、機器、機器に導入されたソフトウェア利用権およびサポート利用権等とする。

- 2 「アクセスポイント東京」において提供する設備・機器は次のとおり構成される。
 - (1) 作業用個室、什器類
 - (2) H P C I利用端末
 - (3) H P C I利用サーバ
 - (4) ネットワークシステム
 - (5) ストレージシステム
 - (6) ソフトウェア
- 3 実施にあたって利用するデータのバックアップは、利用者が責任をもって行うこととし、予期せぬシステム停止に伴うデータ消失について、財団は一切の保証を行わない。
- 4 「アクセスポイント東京」の利用にあたって必要となるソフトウェアのうち、財団が提供する以外のソフトウェアの利用権やソフトウェア利用時のサポート権等の取得は利用者が行うこと。またその確保に必要な費用は、利用者が負担すること。
- 5 利用者、責任者または従事者は、提供する機器について善良なる管理者の注意をもって取り扱うこととし、機器の機能に何らかの異常をきたした場合は、利用者、責任者または従事者の責によらないことが明らかな場合を除き、その修復に要する費用は、利用者、責任者または従事者が負担するものとする。

(利用期間)

- 第7条 「アクセスポイント東京」の利用期間は、財団が設定する年度内とする。
- 2 プロジェクトにおいて「アクセスポイント東京」を利用できる期間は財団が承認した期間内とする。
 - 3 利用単位および利用期間の上限は次の各号のとおりとする。
 - (1) 利用単位は1日とし、1日は当日午前10時～翌日午前10時までとする。
 - (2) 産業利用における利用期間の上限は、四半期で60日間、年間で120日間とする。

- (3) 産業利用以外の利用における利用期間の上限は、ひと月で15日、四半期で45日、年間で60日とする。
- (4) アクセスポイント個室2室のうち1室については、常に産業利用に確保する。ただし、当日午前10時までに産業利用の予約が入らない場合は、産業利用以外の課題が利用できる。ただし利用時間は当日午後5時45分までとする。
- (5) 利用単位および利用期間については、利用者が必要に応じて財団に相談することができる。

4 財団が特に必要と認める場合は、別途、利用期間を定めることができる。

(利用資格)

第8条 「アクセスポイント東京」から「京」を中核とするHPCIシステムの利用をする場合は、第5条を満たすとともに、日本国政府等が定める「輸出貿易管理令」等により、スーパーコンピューター利用の制限が適用されない人員のみが利用資格を持つ。

(利用者登録申請)

第9条 「アクセスポイント東京」利用希望者は、利用に先立ち財団所定の「利用者登録申請書」「従事者一覧」に必要事項を記入の上、財団に書面にて提出するものとする。

(利用者登録申請不受理)

第10条 財団は、次の各号に該当する場合には、申請書を受理しないことがある。

- (1) 財団が、申請に係る「アクセスポイント東京」の提供または「アクセスポイント東京」に係る装置の運用・保守が困難と判断した場合
- (2) 以前に、財団との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、利用者が、財団との契約上の義務の履行を怠る恐れがある場合
- (3) 申請書の内容に虚偽記載があった場合
- (4) 輸出貿易管理令等を遵守していない場合
- (5) 平和利用目的ではない場合
- (6) 公序良俗に反している場合
- (7) 生命倫理や安全に対する取組への配慮を行っていない場合
- (8) 人権および利益保護への配慮を行っていない場合
- (9) 利用者が財団の社会的信用を失墜させる態様で、「アクセスポイント東京」を利用する恐れがある場合
- (10) 利用者が反社会的団体に属する者と認められる場合
- (11) その他、財団が申請を受理することが相当でないと認める場合

- 2 前項の規程により、「アクセスポイント東京」の利用者登録申請を受理しなかった場合は、速やかに責任者へ通知するものとする。なお、財団は、申請を不受理とした理由を責任者および第三者に開示する義務を負わないものとする。

(利用者登録審査)

第 11 条 財団は、利用者登録申請の承認に当たっては、別に定める基準に基づく審査を行う。

(利用者登録承認)

第 12 条 財団は、第 9 条の利用者登録申請を受理し、利用を承認した場合は、責任者に「アクセスポイント東京」の利用承認期間、および利用を許可した利用者情報を付した「利用者登録承認通知書」を発行するものとする。なお、「アクセスポイント東京」の利用は、同通知書に記載された利用開始日から、当該利用開始日を含む年度の年度末までとする。

- 2 前条の審査の結果、その利用者登録の承認をしなかった場合は、速やかに責任者に通知するものとする。なお、財団は承認しなかった理由を責任者および第三者に開示する義務を負わない。

(利用者登録申請取り下げ)

第 13 条 財団は、責任者が「利用者登録承認通知」を受領後、特段の事情により「アクセスポイント東京」の利用が困難であると客観的に判断される場合は、「アクセスポイント東京」の利用を開始する前であれば、申請の取り下げの申し出を書面にて受け付ける。

- 2 財団は前項に基づく事由により利用者登録申請の取り下げの届け出を受理したときは、承認の決定は無かったものとして措置するものとする。

(変更届出)

第 14 条 責任者は、「利用者登録申請書」の記載事項に変更がある場合は、速やかに「利用者登録変更申請書」を提出しなければならない。

- 2 財団は前項の規程に基づく変更承認申請書を受理し、内容が適切であると認めてこれを承認したときは、その旨を速やかに責任者に書面をもって通知する。なお、承認しなかった場合も、その旨を速やかに責任者に通知する。

(利用申請)

第 15 条 「アクセスポイント東京」の利用者登録の承認を受けた利用者は、財団所管の Web ページ、電子メール、または書面にて利用の申請に必要な事項を記入、送信・

送付することにより、利用を行うものとする。なお、利用申請は原則、利用開始予定日の2業務日前の午後5時30分まで受付ける。

(利用承認)

第16条 財団は、前条に定める申請に対しその利用を承認した場合、連絡責任者に、電子メールにてテキストデータやPDFファイルを送信または書面により、「利用承認通知」を発行するものとする。

(利用変更)

第17条 利用期間の取り止め、短縮、延長、更新に際しては、利用者は、電子メールにてテキストデータやPDFファイルを送信または書面により、「利用変更申請」を行うものとする。

- 2 財団は、前項で定める申請に対しその変更を承認した場合、前条に定める手続きに準じ「利用変更承認通知」を発行する。なお、「アクセスポイント東京」の予約状況およびその他の事由により、利用変更の承認ができない場合がある。

(経費負担)

第18条 利用者は、「アクセスポイント東京」の作業用個室およびリモートアクセスによる端末、サーバ等の機器利用にあたり、利用料10,000円/日・室(消費税相当額含む)を負担しなければならない。

- 2 貸出用ストレージは無償で利用できるが、運送料に関しては利用者が実費を負担する。

(支払い)

第19条 財団は、「利用承認通知」にて財団の承認を受けた実利用期間をもとに、利用料を利用月の月末締めで算出し、速やかに「利用登録申請書」に記載された請求先に、請求書を送付する。なお利用者から利用変更申請が無い場合、財団の承認を受けた当初の利用期間を実費対象とする。

- 2 利用者は、請求書発行日の翌月末までに、財団が指定する銀行口座に振込で支払うものとする。ただし、支払期日の変更について、財団が別に承認した場合は、この限りではない。また、年度末(締め及び支払い期日)の取り扱いについて、双方合意した場合はこの限りではない。なお、振込にかかる金融機関に支払う手数料は、利用者の負担とする。
- 3 前項により支払われた利用料は、原則として返還しない。しかし、利用者の責に帰さない事由により利用ができなかった場合は、利用できなかった期間について、利用料を返還する。

(目的外利用禁止)

第 20 条 「アクセスポイント東京」は、利用申請した目的以外に利用してはならない。

(利用者、責任者又は従事者の義務)

第 21 条 利用者、責任者または従事者は、「アクセスポイント東京」の利用に当たって本規程を遵守しなければならない。

- 2 責任者、従事者は、財団もしくは第三者の財産著作権・商標権等の知的財産権、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、またはその恐れのある行為を行ってはならない。
- 3 責任者、従事者は、利用者登録承認されていない第三者を「アクセスポイント東京」にやむを得ず入室させる場合は、その身分を保障しなければならない。
- 4 責任者、従事者は、設置機器に USB メモリ等を接続する場合は、事前にウイルスチェックソフトによるウイルスチェックを実施しなければならない。
- 5 責任者、従事者は公序良俗に反してはならない。
- 6 利用者は第 6 条に示した提供資源の改変、不正利用を行ってはならない。
- 7 利用者は「アクセスポイント東京」内に設置された機器類、什器類の室外への持ち出しを行ってはならない。
- 8 H P C I システムおよび利用する H P C I 各資源提供機関の利用規程に背く行為を行ってはならない。

(広報活動)

第 22 条 財団は、第 3 条の利用目的を達成するために、責任者に対し、法人名の公表または利用目的の概要の公開に協力を求めることがある。

なお、「アクセスポイント東京」は文部科学省からの委託を受けて運営しており、要請があった場合は、文部科学省に対して利用申請に関する情報を開示することがある。

(利用停止、廃止)

第 23 条 責任者は、「アクセスポイント東京」の利用について、次に該当する時は書面で届けるものとする。

- (1) 従事者の資格を失ったとき。
 - (2) 災害事故等により一定期間利用が困難なとき。
 - (3) 組織が存続しなくなったとき。
- 2 財団は前項の届出を受理したときは、届出受理の通知を速やかに責任者に書面をもって通知する。

- 3 財団は「アクセスポイント東京」の運用上必要な場合、その利用を停止出来るものとする。
- 4 財団は、責任者、従事者が本規程に違反した場合、または違反する恐れがある場合は、その利用を停止または廃止できるものとする。

(利用支援)

第 24 条 利用者は高並列計算、大規模データの入出力に係る支援を財団に常駐する各支援員より受けることができる。

(財団会議室の利用)

第 25 条 利用者、責任者または従事者は、「アクセスポイント東京」の利用に当たっては、他に定めがある場合を除き、第 3 条に規定する利用目的の範囲内において財団が認める場合、財団会議室を使用することができる。

(利用者が公表する情報の提供)

第 26 条 責任者は、「アクセスポイント東京」利用の事実をプレスリリース等で对外発表する場合、利用者の秘密情報を除き、事前にその情報を財団に提供しなければならない。

(アカウントの管理)

第 27 条 利用者、責任者または従事者は、「アクセスポイント東京」において提供する機器利用に関する財団提供のアカウントおよびアカウントのパスワード(自ら再設定したものを含む)を、財団の承諾なく従事者以外の者(以下、本条において「第三者」という)に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように管理し、設定しなければならない。

- 2 財団が、利用者、責任者または従事者について前項に違反する疑いがあると認めるときは、財団は直ちに当該利用者のアカウントを一時的に停止、または廃止することができる。

(財団の損害賠償責任)

第 28 条 財団は、利用者が「アクセスポイント東京」を利用したことにより被った損害について、一切の責任及び負担を負わない。

(規程の変更)

第 29 条 財団は、本規程を変更することがある。本規程に特に定めない限り、既に承認された利用登録にも変更後の本規程が適用されるものとする。財団は、本規程を変

更する場合は、変更予定日の遅くとも 14 日前までに連絡責任者に通知するとともに財団の Web ページに掲載する。

(附 則) この規程は、平成 24 年 9 月 28 日から施行する。

この規程の変更は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。